

## 平成26年第3回奥多摩町議会定例会 会議録

1 平成26年9月16日午前10時00分、第3回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

|      |        |      |        |      |        |
|------|--------|------|--------|------|--------|
| 第1番  | 石田 芳英君 | 第2番  | 宮野 亨君  | 第3番  | 高橋 邦男君 |
| 第4番  | 原島 幸次君 | 第5番  | 杉村 良一君 | 第6番  | 村木 征一君 |
| 第7番  | 師岡 伸公君 | 第8番  | 酒井 正利君 | 第9番  | 須崎 眞君  |
| 第10番 | 竹内 和男君 | 第11番 | 清水 典子君 | 第12番 | 前田 悦男君 |

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 原島 肇君 議会係主任 徳王 龍介君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

|           |        |           |        |
|-----------|--------|-----------|--------|
| 町 長       | 河村 文夫君 | 副 町 長     | 加藤 一美君 |
| 教 育 長     | 栃元 誠君  | 企画財政課長    | 若菜 伸一君 |
| 企画財政課主幹   | 天野 成浩君 | 総 務 課 長   | 井上 永一君 |
| 住 民 課 長   | 宮田 昭治君 | 福祉保健課長    | 清水 信行君 |
| 観光産業課長    | 原島 滋隆君 | 地域整備課長    | 須崎 政博君 |
| 教 育 課 長   | 守屋 吉彦君 | 会 計 管 理 者 | 澤本 恒男君 |
| 病 院 事 務 長 | 河村 光春君 |           |        |

# 平成26年第3回奥多摩町議会定例会議事日程[第4号]

平成26年9月16日(火)

午前10時00分 開議

会 期 平成26年9月9日～9月19日(11日間)

| 日程 | 議案番号  | 議 案 名                           | 結 果  |
|----|-------|---------------------------------|------|
| 1  | ---   | 議長開議宣告                          | ---  |
| 2  | 陳情第1号 | ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情書    | 採 択  |
| 3  | 陳情第2号 | 手話言語法制定を求める意見書提出についての陳情書        | 採 択  |
| 4  | 陳情第3号 | 「労働者保護ルールの見直しに関する意見書」の提出に関する陳情書 | 趣旨採択 |

(午前10時11分 散会)

午前10時00分 開議

○議長（前田 悦男君） 皆さん、おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。本日の日程はお手元に配付のとおりであります。ご協力のほどよろしく申し上げます。

これより議案審議に入ります。日程第2 陳情第1号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情書、日程第3 陳情第2号 手話言語法制定を求める意見書提出についての陳情書、以上2件を一括して議題とします。

本件については、去る9月9日、経済厚生常任委員会に審査が付託され、9月11日に審査が終了しております。本日、お手元にその結果が報告されております。

審査の経過及び結果について経済厚生常任委員長、須崎眞議員から報告願います。須崎眞議員。

〔9番 須崎 眞君 登壇〕

○9番（須崎 眞君） 皆さん、おはようございます。経済厚生常任委員会の陳情審査報告をいたします。

当委員会は、9月9日に開会の第3回定例会第1日に審査が付託された、陳情第1号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情書及び陳情第2号 手話言語法制定を求める意見書提出についての陳情書について、9月11日に、委員全員と福祉保健課長の出席のもと審査を行いました。

まず、陳情第1号ですが、担当課長の説明を求め、事務局から近隣自治体の状況報告を受けた後、直ちに審査に入りました。委員に意見を求めたところ、内容に賛同できるため、賛成できる、採択すべきなどの意見が出され、採決の結果、採択とすべきものが挙手多数となり、当委員会としては陳情第1号については、採択とすべきものと決定しました。

次に、陳情第2号ですが、同様に、担当課長の説明を求め、事務局から近隣自治体の状況報告を受けた後、直ちに審査に入りました。委員に意見を求めたところ、条例を制定している区も出ていることから、採択すべきなどの意見が出され、採決の結果、採択とすべきものが挙手多数となり、当委員会としては、陳情第2号については、採択とすべきものと決定しました。

以上で、経済厚生常任委員会の陳情審査報告を終わります。

○議長（前田 悦男君） 以上で、経済厚生常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより質疑を行います。初めに、陳情第1号の経済厚生常任委員会委員長報告について、所管外で質疑があればお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) 質疑なしと認めます。

以上で、陳情第1号の経済厚生常任委員会委員長報告についての質疑を終結します。

次に、陳情第2号の経済厚生常任委員会委員長報告について、所管外で質疑があればお願いします。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) 質疑なしと認めます。

以上で、陳情第2号の経済厚生常任委員会委員長報告についての質疑を終結します。

次に、陳情第1号及び陳情第2号について、討論を省略し採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) ご異議なしと認めます。

よって、これより採決します。

日程第2 陳情第1号について、経済厚生常任委員会委員長の報告は、採択すべきものでありますが、これに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(前田 悦男君) 起立多数であります。よって、陳情第1号については本陳情を委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

次に、日程第3 陳情第2号について経済厚生常任委員会委員長の報告は採択とすべきものでありますが、これに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(前田 悦男君) 起立多数であります。よって、陳情第2号については本陳情を委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

次に、日程第4 陳情第3号 「労働者保護ルールの見直しに関する意見書」の提出に関する陳情書についてを議題とします。

本件については、去る9月9日、総務文教常任委員会に審査が付託され、9月11日に審査が終了しております。本日、お手元にその結果が報告されております。審査の経過及び結果について、総務文教常任委員会委員長、酒井正利議員から報告願います。酒井正利議員。

[8番 酒井 正利君 登壇]

○8番(酒井 正利君) 総務文教常任委員会の陳情審査報告をいたします。

当委員会は9月9日に開会の、第3回定例会第1日に審査が付託された陳情第3号「労働者保護ルールの見直しに関する意見書」の提出に関する陳情書について、9月11日、委員全員と総務課長の出席のもと審査を行いました。まず、担当課長の説明を求め、事務局から近隣自治体の状況報告を受けたのち、直ちに審査に入りました。委員に意見を求めたところ、趣旨は理解するが、国と労働者側との間で議論が重ねられているところであり、趣旨採択でよいのではないかと。国がやろうとすることも理解できるので安に反対はできない、などの意見が出され、採決の結果、趣旨採択とすべきものが挙手多数となり、当委員会としては、陳情第3号については趣旨採択とすべきものと決定しました。

以上で、総務文教常任会の陳情審査報告を終わります。

○議長（前田 悦男君） 以上で、総務文教常任委員会委員長報告は終わりました。

これより質疑を行います。陳情第3号の総務文教常任委員会委員長報告について、所管外で質疑があればお願いします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。以上で、陳情第3号の総務文教常任委員会委員長報告についての質疑を終結します。

次に陳情第3号について、討論を省略し採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第4 陳情第3号について、総務文教常任委員会委員長の報告は趣旨採択とすべきものでありますが、これに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、陳情第3号については本陳情を委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。次の本会議の予定は9月19日となっておりますので、明日9月17日と18日の2日間は休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、明日9月17日と18日の2日間は休会とすることに決定しました。

なお、本会議5日目は、9月19日午前10時より開議しますのでご承知おきください。

本日はこれにて散会します。大変ご苦勞さまでした。

午前 10 時 11 分 散会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員